

長 建 協 発 第 5 1 6 号
平成 2 7 年 2 月 1 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県における畜産関係車両消毒ポイントの一部廃止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県における畜産関係車両消毒ポイントについては、平成27年1月26日付け長建協発第484号にてお知らせしておりましたが、この度、搬出制限区域の解除に伴い、畜産関係車両を対象とした3カ所の消毒ポイント（波佐見有田IC付近、ながさき西海農業協同柚木支所、三川内焼伝統産業会館）が2月6日午前0時をもって廃止されることとなりました。移動制限区域に隣接する1カ所の消毒ポイント（栗木吉井線道路公園）については、移動制限区域解除まで継続し、畜産関係車両の消毒を徹底することとなりました。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県農林部長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、県内の生産者へは、制限区域を通過し直接生産現場へ搬入される畜産関係車両がある場合は車両消毒済証明書の掲示を要求し、確認のうえ農場に立ち入るようご指導方よろしくお願い申し上げます。